

風しん抗体検査低抗体価者に予防接種の費用の一部助成を継続します

鳴門市では、風しんの流行を予防するために、風しん抗体検査で低抗体価といわれた方について、予防接種費用の一部を助成します。



助成の対象者

※ ①から③の条件を満たすかた

- ① 鳴門市に住民登録があるかた
- ② 風しん抗体検査で低抗体価といわれたかた
- ③ 女性：妊娠を希望する又は妊娠の可能性の高い方（妊婦は除く）
男性：昭和54年4月2日～平成2年4月1日までに生まれた方
昭和37年4月2日～昭和54年4月1日までに生まれた方で
風しん第5期の抗体価基準（HI法8倍以下相当）に該当しない方

※低抗体価とは「HI法16倍以下相当」

助成対象となる予防接種を受けた期間および助成申請の期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

助成申請の方法

予防接種を受けた後、下記の書類等を持って、市健康増進課において申請。

- ① 風しん抗体検査で低抗体価であることが証明できる書類
- ② 予防接種の費用が証明できる領収書
- ③ 予防接種済証
- ④ 印鑑（シャチハタ以外）
- ⑤ 銀行などの口座番号がわかるもの（接種者本人名義の口座）

助成の金額（上限）

麻しん・風しん混合ワクチンの予防接種を受けた場合	5,000円
風しんワクチンの予防接種を受けた場合	3,000円

<問い合わせ先>

鳴門市健康福祉部健康増進課

TEL 684-1049